

筑後市庁舎建設発注者支援業務プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置付け

この要領は、筑後市庁舎建設発注者支援業務プロポーザル実施要項に基づき、評価点の算出方法及び業務委託候補者の選考方法を示すものである。

2 評価方法及び受託者の選考

- (1) 客観評価、業務提案評価及び価格評価を行い、業務委託候補者を選考する。
- (2) 客観評価及び価格評価は、事務局が技術者資料及び参考見積書を元に参加者の審査を行う。
- (3) 業務提案評価は、「筑後市庁舎建設発注者支援業務委託事業者プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が業務提案の書類審査、業務提案プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 客観評価、業務提案評価及び価格評価の評価点は、次のとおりとする。

第1次審査（書類審査）

評価項目	評価配点	備考
客観評価	100点	
業務提案評価	400点	80点×委員5名
価格評価	40点	
合計	540点	

第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

評価項目	評価配点	備考
業務提案評価	400点	80点×委員5名
合計	400点	

- (5) 市は、参加資格審査を第1次審査（書類審査）により行い、客観評価が6割以上で、評価点合計が上位4者を第1次審査通過者とする。また、客観評価が6割未満の場合は、第1次審査の業務提案（書類審査）は審査しない。
- (6) 審査委員会は、第1次審査通過者の中で、第1次審査における価格評価と第2次審査における業務提案評価の合計点（第1次審査の客観評価及び業務提案評価を除く）が最も高いものを業務委託候補者に、次に高いものを次点候補者を選考する。

評価項目	評価配点	備考
価格評価（第1次審査）	40点	
業務提案評価（第2次審査）	400点	80点×委員5名
合計	440点	

3 評価基準

(1) 客観評価

客観評価審査における審査内容及び、配点基準の詳細は以下のとおりとする。

審査項目及び配点基準の明細

評価項目		評価基準		配点		
客観評価	ア 参加者の評価	①技術職員数	技術職員数を評価する。	3		
		②有資格者数	有資格者数を評価する。	3		
		③実績	実績の種類、件数について評価する。	10		
		小 計			16	
	イ 各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格（取得後1年以上のものに限る。）の内容により評価する。	管理技術者	3	
				主任担当者	建築（総合）	3
					建築（構造）	3
					電気設備	3
					機械設備	3
					建設コスト管理	3
					工事施工計画	3
	小 計			21		
	ウ 各業務担当者の業務実績	同種・類似業務の実績（実績の有無、件数及び携わった立場）	次の順で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 その際に携わった立場により評価する。	管理技術者	9	
				主任担当者	建築（総合）	9
					建築（構造）	9
					電気設備	9
					機械設備	9
建設コスト管理					9	
工事施工計画					9	
小 計			63			
合 計				100		

ア 参加者の評価（様式第 3 号及び様式第 4 号）

参加者に所属する技術職員数及び有資格者数について評価する（最高 16.0 点）。

① 技術職員数【3.0 点】

技術職員数の評価は次による。

技術職員数（人）	評価点
50～	3.0
20～49	2.0
1～19	1.0
0	0.0

② 有資格者数【3.0 点】

有資格者数の評価は次による。

有資格者数（人）	評価点
40～	3.0
20～39	2.0
1～19	1.0
0	0.0

※有資格者数は、CCMJ、一級建築士等担当分野に応じた必要資格の有資格者数とする。

③ 参加者の同種・類似業務実績【10.0 点】

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成 25 年 4 月 1 日以降に履行した CM 実績件数（最大 5 件）を 1 件当たり基礎配点 2.0 点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する。

最大件数	1 件当たり基礎配点
5	2.0

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.9

評価点の計算は下表のとおりとなる。

基礎配点 A	区分係数 B		評価点 A × B	合計
1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数 5)	同種	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5 件で 10.0)	10.0
	類似	0.9		

イ 各業務担当者の資格（様式5-1 から様式5-7）

各業務担当者の資格（初回登録後1年以上のものに限る。）について、下表の資格評価表により評価する。（【基礎点分14.0点】+【加算点分7.0点】最高21.0点）

担当業務分野	評価する技術者資格		評価点	注記
管理技術者	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー）又は一級建築士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネジャー 一級建築施工管理技士	1.0	※1
建築（総合）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー）又は一級建築士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネジャー 一級建築施工管理技士	1.0	※1
建築（構造）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー） 構造設計一級建築士、一級建築士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネジャー 一級建築施工管理技士	1.0	※1
電気設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー） 設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネジャー 一級電気工事施工管理技士 第一種電気主任技術者	1.0	※1
		二級電気工事施工管理技士・第二種電気主任技術者	0.7	
機械設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー） 設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員 CFMJ 認定ファシリティマネジャー 一級管工事施工管理技士	1.0	※1
		二級管工事施工管理技士	0.7	
		建築設備検査資格者	0.5	
建設コスト管理	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー） 建築コスト管理士	2.0	
		建築積算士	1.0	
	加算点	一級建築士、一級建築施工管理技士	1.0	※1
工事施工計画	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネジャー） 又は一級建築施工管理技士	2.0	
	加算点	一級建築士	1.0	

※1：各担当業務分野における基礎点について、複数資格を持っている場合は上段に記載のものを優先する。

※2：加算対象となる資格についてはひとつのみを選択できる。

ウ 各業務担当者の業務実績（様式第5号-1から様式第5号-7）

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成25年4月1日以降に履行したCM実績件数（最大3件）を1件あたり基本配点3点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する（最高63.0点）。

① 実績件数と基礎配点

最大件数	1件あたり基礎配点
3	3.0

② 同種業務及び類似業務実績の有無

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.9

③ 業務担当実績

過去の実績での立場	担当係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0
主任担当者又はこれに準ずる立場	0.8

評価点の計算は下表のとおりとなる。

担当業務分野	基礎配点A	区分係数B	担当係数C	評価点 A×B×C	合計
管理技術者	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	63.0
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
建築（総合）	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
建築（構造）	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
電気設備	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
機械設備	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
建設コスト管理	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		
工事施工計画	1件あたり 基礎配点 3.0 (最大件数 3)	同種 1.0	管理技術者 1.0	1件あたり 最大評価点 3.0 (3件で9.0)	
		類似 0.9	主任担当者 0.8		

(2) 業務提案評価

ア 事前審査

提出された業務提案は、提案者番号を付した後、附属資料を添えて各審査員へ事前に配布する。この際、提案者名を伏した上で、第1次審査結果の資料を添付する。

イ 業務提案評価方法

- ① 業務提案は提案者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、本要領に基づいて審査委員会が評価する。
- ② 評価項目及び評価基準、配点は、以下のとおりとする（最高400.0点）。

【業務提案】（様式第6号-2）

評価項目	評価基準	配点
1. 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性	10
	発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮	10
2. 各業務担当チームの特徴	担当者の技術力の高さ	10
	チーム配置の本業務への適性	10
3. 業務上の配慮する事項	業務内容、業務の背景や課題などの理解度	10
	総合的見地からの考え方の的確性	10
4. その他、本事業に有効と思われる支援方策	その他、独自性等に優れ特筆すべき提案がなされているか。	20
業務提案に対する委員1人当たりの持ち点		80

- ③ 採点は、プレゼンテーション及びヒアリング終了後各委員が評価基準ごとに以下の配点基準に基づき行う。

配点基準	評価点
業務提案内容が特に優れている	9, 10
業務提案内容が優れている	7, 8
業務提案内容が適切である	5, 6
業務提案内容がやや劣っている	3, 4
業務提案内容が劣っている	1, 2

※評価項目「4. その他、本事業に有効と思われる支援方策」の評価点は、各配点基準の評価点を2倍した値とする。

(3) 評価評価

提案者の中で、最低見積金額を提出した者の評価点を40点とし、他提案者の評価点Aは、次の算式で算出する（最高40.0点）

$$(\text{最低見積金額} / \text{提案見積金額}) \times 40 = A \quad (\text{少数点以下切捨て})$$